

名古屋市緑政土木局「週休２日制工事」試行要綱等
及び名古屋市緑政土木局「週休２日交替制工事」試行要綱等
の改定について

建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

平成３０年６月に労働基準法が改正され、令和６年４月から建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、週休２日の普及拡大のため、下記のとおり名古屋市緑政土木局「週休２日制工事」試行要綱等及び名古屋市緑政土木局「週休２日交替制工事」試行要綱等を改定しましたので、お知らせいたします。

記

１ 主な改定内容

単価契約・緊急随意契約を除き、契約期間が概ね１か月以上、対象期間が１週間以上の工事は、原則、発注者指定型の週休２日制工事又は週休２日交替制工事が発注し、受注者希望型は廃止します。また、一部の業務委託について、受注者希望型の対象とします。

※ 詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの下記掲載箇所をご覧ください。

（掲載箇所）

トップページ＞事業向け情報＞道路・川・みどり＞緑政土木局工事・委託等に係る基準・様式・成績＞建設業界における労働環境改善および生産性向上の取組について

（掲載URL）

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000105969.html>

２ 適用

令和５年１０月１日以降に起案する工事及び業務委託に適用します。

（問い合わせ先）

緑政土木局 技術指導課 指導検査係

TEL ０５２－９７２－２８１２